

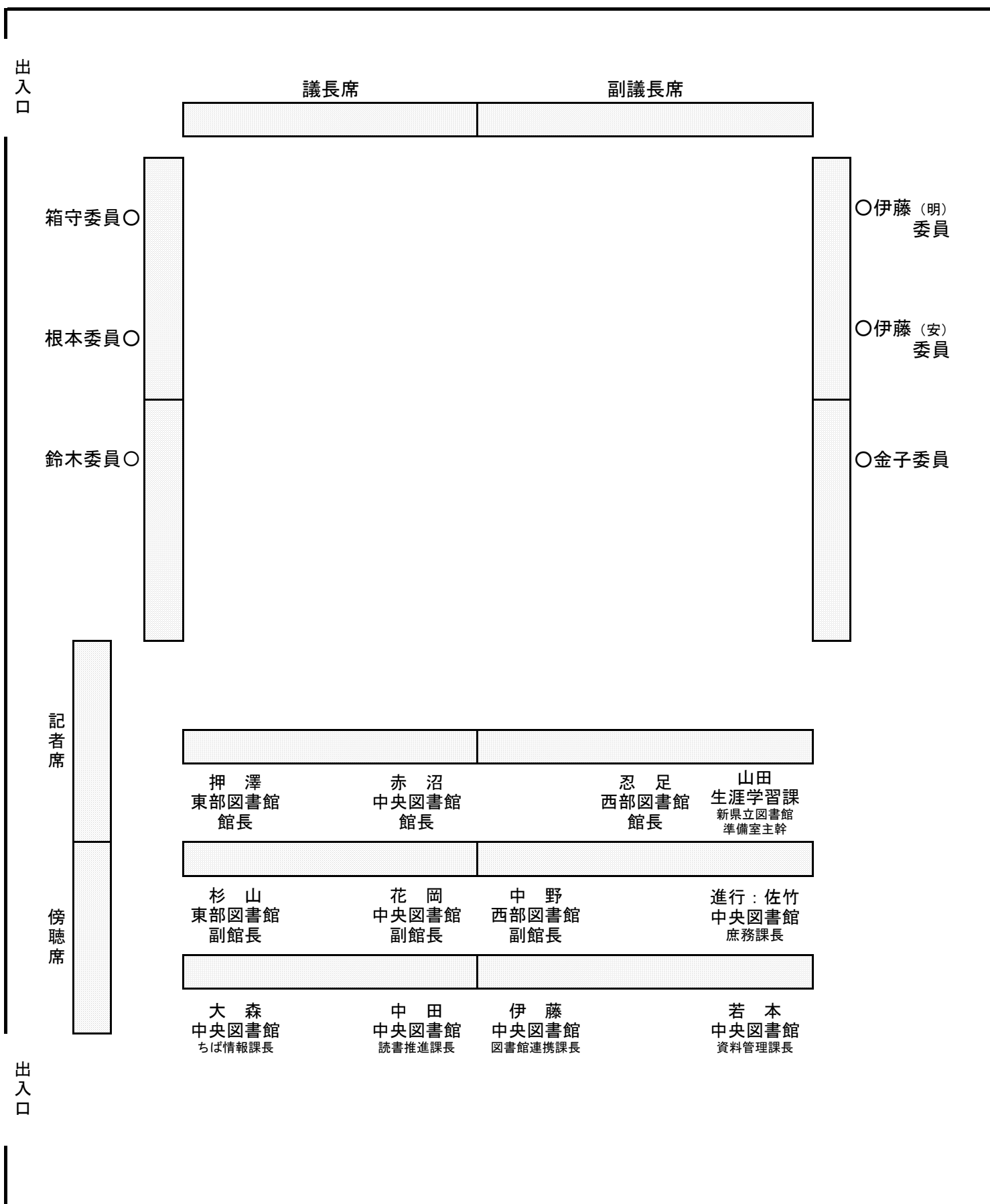
令和7年度第2回千葉県図書館協議会配付資料一覧

- ・ 座席表
- ・ 次 第
- ・ 千葉県図書館協議会委員名簿
- ・ 千葉県図書館協議会関係条例・規則
- ・ 千葉県立図書館各館長等一覧
- ・ 資料1 千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定を受けての図書館の
対応について
- ・ 資料2 千葉県立図書館サービス計画（素案）について
・・・図書館職員の人材育成について
- ・ 参考資料 千葉県立図書館サービス計画（素案）
- ・ 各館の館報等・・・会議当日に配付

○参考：千葉県教育委員会ホームページ公開資料（会議当日各委員の机上に準備）

- ・ 千葉県立図書館基本構想（平成30年1月千葉県教育委員会策定）
- ・ 新たな知の拠点づくりへの提言
（平成30年10月新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議）
- ・ 新千葉県立図書館等複合施設基本計画
（令和元年8月千葉県・千葉県教育委員会策定）
- ・ 新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備計画
（令和3年8月千葉県・千葉県教育委員会策定）
- ・ 千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）（令和2年2月千葉県教育委員会策定）
- ・ 新千葉県立図書館・県文書館複合施設建築工事基本設計（令和5年6月千葉県）
- ・ 新千葉県立図書館・県文書館複合施設建築工事実施設計（令和7年3月千葉県）
- ・ 千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）（令和7年10月千葉県）

令和7年度第2回千葉県図書館協議会 座席表



令和7年度第2回千葉県図書館協議会 次第

日 時 令和7年11月11日（火）
午前10時

場 所 ホテルプラザ菜の花
4階会議室「楨」

1 開 会

2 議長あいさつ

3 議 事

（1）千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定を受けての図書館の対応
について

（2）千葉県立図書館サービス計画（素案）について

（3）その他

4 その他

5 閉 会

千葉県図書館協議会委員名簿（第38期）

任期 令和7年7月22日～令和9年7月21日

No.	氏 名	所 属 等
1	伊藤 明美 いとう あけみ	社会福祉法人芳雄会図書顧問・司書 千葉大学非常勤講師
2	伊藤 安代 いとう やすよ	千葉県PTA連絡協議会書記
3	植村 八潮 うえむら やしお	専修大学文学部教授
4	大石 由香 おおいし ゆか	山武市松尾図書館長
5	金子 和男 かねこ かずお	千葉県立松戸南高等学校長 (千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会副会長)
6	鈴木 宏子 すずき ひろこ	前千葉大学附属図書館職員
7	根本 彰 ねもと あきら	東京大学名誉教授
8	箱守 貴子 はこもり たかこ	千葉県特別支援学校PTA連合会副会長
9	土生 こずえ はぶ こずえ	木更津市立木更津第二小学校長 (千葉県教育研究会学校図書館教育部会会長)
10	間部 豊 まべ ゆたか	帝京平成大学人文社会学部准教授

所属：令和7年7月22日現在【敬称略五十音順】

千葉県図書館協議会関係条例・規則

教育機関設置条例(抜粋) (昭和三十二年四月一日条例第四号)

(図書館協議会)

第五条 図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 前項の委員の定数は、十人以内とする。

4 第二項の委員の任期は二年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、図書館協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

図書館協議会会議運営規則 (昭和二十六年八月三十一日教育委員会規則第十号)

第一条 図書館協議会会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長及び副議長一人を置くものとする。

第二条 議長及び副議長の任期は二年とする。

第三条 議長は会議を主宰する。

第四条 副議長は、議長を助け、議長に事故あるときは、その職務を行う。

第五条 会議は、議長が招集する。

第六条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席者の過半数で決める。

第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長が、あらかじめこれを通知しなければならない。

第八条 招集は、開会の日前、七日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第九条 会議は、定例会及び臨時会とする。

第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

第十一条 臨時会は、必要がある場合においてその事件に限りこれを招集する。

第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第七条の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

第十三条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。

第十四条 この規定に定めるもののほか、会議に必要な事項は別にこれを定める。

第十五条 会議に関する庶務は千葉県立中央図書館で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年四月一日教育委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度千葉県立図書館各館長等一覧

中央図書館	西部図書館	東部図書館
館長 アカスマ 赤沼 知里	館長 オシダリ 忍 足 哲也	館長 オシザワ 押澤 裕子
副館長 ハナオカ 花岡 智行	副館長 資料管理課長 事務取扱 ナカノ 中野 晶子	副館長 スギヤマ 杉山 裕子
庶務課長 サタケ 佐竹 ぎよ枝	庶務課長 クロカワ 黒川 亮介	庶務課長 ヨシノ 吉野 真如
読書推進課長 ナカダ 中田 江美	読書推進課長 タナカ 田中 雅美	読書推進課長 ヤブ 藪 竜太
資料管理課長 ワカサキ 若本 朋子	資料管理課長 ナカノ 中野 晶子	資料管理課長 イトウ 伊藤 健司
ちば情報課長 オオモリ 大森 明香		
図書館連携課長 イトウ 伊藤 孝	図書館連携課長 ムラカワ 村川 幸子	図書館連携課長 オオイシ 大石 豊

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）に基づく子どもの読書活動推進センター事業計画（令和7年度～令和11年度）

※1 千葉県子どもの読書活動推進計画第五次

※2 千葉県立図書館子どもの読書活動推進センター

基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

推進計画の該当箇所				具体的な取組（第5次計画※1）	対象	対応するセンター等の事業（センター※2）	関連事業
(1) 不読率の 低減	(2) 家庭、地域、 学校等におけ る取組	イ 地域にお ける取組	(ア) 公立図 書館等	・乳幼児と保護 者に対する サービス	乳幼児向けの図書館及び関連する資料・情報の整備・提供、おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施	県民 ・親子で楽しむえほんの会 毎月第2・4土曜日に開催。3、4歳児と保護者対象とした絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊び	
					県民	・乳幼児向けコーナーの設置 年齢に合わせた絵本の紹介	
				・児童・青少年 と保護者に対 するサービス	児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携	県民 ・おはなし会 毎週土曜日、5歳から小学生を対象。絵本の読み聞かせ、昔話、本の紹介。	
					県民	・テーマ資料展示 季節やテーマに沿った本の紹介。	
					県民	・ヤングアダルトサービスの充実 中高生の図書委員会活動やおすすめ本のホームページでの紹介	
				・障害者と保護 者に対する サービス	点字資料、大活字本、DAISY図書、LLブック、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施	県民 ・バリアフリー資料・環境の整備 点字資料、大活字本、DAISY等の整備 ・りんごの棚の設置・整備 バリアフリー資料の紹介	
					学校	・特別支援学校の読書支援 特別支援学校を対象とした読書支援。実態やニーズに合わせたサービスの検討。	
					県民		読書バリアフリー窓口の設置
					県民		代読サービス 読書バリアフリー講座を行い、普及した。

推進計画の該当箇所				具体的な取組(第5次計画※1)	対象	対応するセンター等の事業(センター※2)	関連事業
(1) 不読率の 低減	② 家庭、地域、 学校等におけ る取組	イ 地域にお ける取組	(ア) 公立図 書館等	・日本語を母語 としない子ども・保護者に対するサービス	外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、やさしい日本語による利用案内の作成、日本語や日本文化を学ぶための資料の整備等	県民 ・多文化資料・環境の整備 外国語絵本、日本語・日本文化学習用図書の整備	
					県民	・世界とふれあうおはなし会 外国にルーツを持つ高校生と図書館職員によるよみかせ、文化紹介。	
				・図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス	県民	・出前イベント イベントに応じて、図書館機能を出前している。	非来館型サービス ・オンラインおよび郵送登録サービス ・郵送登録サービス ・郵送貸出および郵送複写サービス
					県民	・特別支援学校の読書支援■再掲	
				・ボランティア活動の促進	県民	・読み聞かせボランティア講座 各地の県民が、子どもへの読み聞かせや読書の重要性について、よりいっそうの理解を深め、読み聞かせボランティアの能力を身につけられるような講座の開催。	
				・多様な学習機会の提供	県民	連携事業 ・中央博物館との連携事業 展示内容に合わせた読み聞かせ ・房総のむらとの連携事業 むらのイベント時のおはなし会	

推進計画の該当箇所					具体的な取組(第5次計画※1)	対象	対応するセンター等の事業(センター※2)	関連事業
(1) 不読率の 低減	② 家庭、地域、 学校等におけ る取組	イ 地域にお ける取組	(ア) 公立図 書館等	・子どもの意見 を取り入れた 図書館運営	不読率の高い傾向にある中高生 へ意見聴取を行い、YA(ヤングア ダルト)コーナー等の充実、開館時 間の延長等、立ち寄りやすく本を 手に取りやすい環境整備	県民	・特別支援学校の読書支援 ■再掲 特別支援学校の読書支援時のアンケート	
						県民		職場体験(西部・東部) 職場体験やインターン シップで学生を受け入 れ、意見をもらう。
						県民	・千葉中連携事業「図書委員会に來なくていいん かい」 図書館が活動を支援した図書委員会の生徒による読 書に関するイベント。	千葉中連携事業「図書 委員会に來なくていいん かい」
				・広報活動や 情報公開	広報誌やホームページによる広報 活動や情報公開、情報が届くよう に利用者が多いSNS等の活用の 推進	学校	・ホームページ「学校の先生方へ」整備 高校生向けPF、教科書単元・テーマ別資料リスト	
						学校・ 県民	・ホームページ「としよ部っ!~中高生の本だな」整備 高校生向けPF、県内学校図書委員会活動紹介	
				・共同イベント 開催	スポーツやゲーム等、子どもが親し みやすい分野とイベントを共同開 催し、関連する図書の紹介や図書 館案内の配布	県民	・中央博物館連携おはなし会 ■再掲	
						県民	・房総のむら連携おはなし会 ■再掲	
				・図書館を活用 した子どもの居 場所づくり	子どもたちが立ち寄りやすく、心地 よい場所づくり	県民	【新規】情報発信 県内の取組を調査し、ホームページなどに掲載。 先進的な図書館の取組について研究。	

推進計画の該当箇所					具体的な取組(第5次計画※1)	対象	対応するセンター等の事業(センター※2)	関連事業
(1) 不読率の 低減	② 家庭、地域、 学校等におけ る取組	イ 地域にお ける取組	(ア) 公立図 書館等	・運営状況に関 する評価	図書館サービスその他の図書館の 運営や子どもの読書活動の推進 に係る指標を積極的に選定し、当 該図書館を利用する子どもやその 保護者を含む多様な主体による点 検及び評価を行う。	県民	・特別支援学校の読書支援 ■再掲 特別支援学校の訪問読書支援の際のアンケート聴取	利用者アンケート(広報 委員会)
						県民	・高等学校・特別支援学校用セットの整備 高校・特別支援学校の学習活動のため、利用頻度の 高いテーマについての資料をセット化・貸出。返却時の アンケートによる、追加や見直しを検討。	
			(イ) 生涯学 習セン ター、ボ ランティ ア団体、 民間団 体、民間 企業等		それぞれの特色を生かし、子ども がより多くの本に出会い、読書体 験をさらに広げる支援の推進。 関係機関が連携した発達段階に 応じた取組の実施。	県民	・読み聞かせボランティア講座<県民向け> 各地の県民が、子どもへの読み聞かせや読書の重要 性について、よりいっそうの理解を深め、読み聞かせボ ランティアの能力を身につけられるような講座の開催。 千葉県内子どもの本読書グループの把握。	
		ウ 学校等にお ける取組	(イ) 様々な交 流による 読み聞 かせ		・大人との交流 教師やボランティ ア等による読み聞かせ ・同学年交流 同学年の子ども同 士による本の紹介 ・異学年交流 高校生や中学生に よる小学生・幼児への読み聞か せ、小学校高学年による低学年へ の読み聞かせ等 ・保幼小交流会、中学校の職場体 験学習、高等学校のインターンシ ップ、特別支援学校との交流等	学校	・高校読み聞かせ講座への講師派遣 保育等読み聞かせに関心のある生徒に対して、読み 聞かせの基本的な技能を学べる講座の開催。	

推進計画の該当箇所					具体的な取組(第5次計画※1)	対象	対応するセンター等の事業(センター※2)	関連事業
(1) 不読率の 低減	② 家庭、地域、 学校等におけ る取組	ウ 学校等における取 組	(エ)図 書館資 料を活 用した授 業の展 開		調べ学習や新聞を使用した学習 (NIE28)等、図書館資料の活用	学校	・高等学校・特別支援学校用セットの整備 ■再掲	
(2) 子どもの 視点に 立った読 書活動の 推進	① 子どもの意 見聴取の機 会				読書に関するイベント等における、 参加者の子どもへインタビューや アンケートの実施。 読書について保護者はどのような 取組や情報を求めているかの把握。	県民	・千葉中連携事業、世界とふれあうおはなし会等イベントにおける生徒の意見聴取	・千葉中連携事業「図書 委員会に來なくていいん かい」 ・世界とふれあうおはなし 会
	② 子どもが主 体となって実 施する活動や 協働的な活 動の推進				・図書委員会が選ぶおすすめの本 を紹介する ・主体的に学校図書館運営に関わ る ・読書に関するイベントに企画段階 から参画させる ・子ども同士での本等の紹介や話 し合いを行う「読書会」、「ビブリオ バトル」等の実施		【新規】情報発信 県内の取組を調査し、ホームページなどに掲載。 先進的な図書館の取組について研究。	千葉中連携事業「図書 委員会に來なくていいん かい」
	③ 参加しやすさ への配慮				・手話や多言語でのおはなし会の 実施 ・やさしい日本語や多言語での図 書館利用案内や館内の標記等の 工夫	県民 県民	・多文化資料・環境の整備 ■再掲 ・バリアフリー資料・環境の整備 ■再掲 ・りんごの棚の設置・整備	

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

推進計画の該当箇所					具体的な取組	対象	対応する事業	関連事業
(1) 多様な子どもたちの読書機会の確保	①読書バリアフリーの推進				障害の有無、日本語を母語としないこと等にかかわらず、千葉県のすべての人たちが読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できるようにするための読書環境の整備	県民	・多文化資料・環境の整備■再掲	
						県民	・バリアフリー資料・環境の整備■再掲 点字資料、大活字本、DAISY等の整備。布の絵本については、新館に向けて後半に検討を行う。	読書バリアフリー相談窓口
(2) デジタル社会に対応した読書環境の整備	①多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備				・GIGAスクール構想によって整備されたタブレット端末等でアクセスが可能な電子書籍の情報収集 ・県立図書館が導入している電子書籍サービスの情報の発信	県民		電子書籍サービス
	②図書館のDX化				・電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX化 ・図書館のDX化に関する取組等について情報収集、事例紹介	県民		電子書籍サービスのID一括発行
(3) 人材育成	①司書及び司書補等の資質・能力等の向上				資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修の実施	図書館	・児童サービス基礎研修会 市町村立図書館等の児童サービス初任者を対象に、基礎を身につけることを目的とした研修会を年5回開催する。	
						図書館	・千葉県公共図書館協会児童サービス研修委員会 市町村立図書館等の中堅職員に対し、児童サービスのスキルアップのための研修会を年3回開催する。	
	②司書教諭・学校司書等の研修				・司書教諭や学校司書を対象とした研修会の実施 ・図書館運営の充実やネットワーク形成の促進	県民	・読み聞かせボランティア講座（児童室）＜教員向け＞ 司書教諭や学校司書が、子どもへの読み聞かせや読書の重要性について、よりいっそうの理解を深め、高校生に読み聞かせを指導できる能力を身につけられるような講座の開催。	

推進計画の該当箇所					具体的な取組	対象	対応する事業	関連事業
(4) 連携・協力	① 関係機関及び関係者間との連携	(ウ) 図書館			・学校図書館との連携を図り、子どもの学習活動に必要な資料についてのレファレンスや提供 ・地域の書店からの図書購入、図書館で借りた図書の返却BOXを書店に設置	学校		相互協力
		(ア) 学校図書館・県立、公立図書館間			・蔵書データ等の情報共有、相互貸借、図書配送システムの確立 ・児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスのID一括発行	学校	高等学校・特別支援学校向け貸出用資料の整備 高校・特別支援学校の学習活動のため、利用頻度の高いテーマについての資料をセット化し、その追加や見直しをする。	
	② 地域における学習資源・人的資源の共有					県民学校	児童用郷土資料リストの作成 郷土の偉人に興味・関心をもち、読書活動につなげられるよう、ホームページで公開している「千葉県の偉人ブックリスト」の増補改訂を行う。	
						県民		電子書籍サービスのID一括発行 ■再掲
						学校	・学校図書館担当支援の充実(運営相談) 学校図書館の環境整備や学校司書のスキルアップ等についての運営相談の充実を図る。	
		(イ) 地域学校協働活動			・学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベント実施 ・放課後子供教室、放課後児童クラブ等における読書活動の推進 ・社会教育士や地域学校協働活動推進員等、社会教育関係者のネットワークや知見の有効活用	学校	・学校図書館担当支援の充実(研修) 教育委員会や学校の要望に応じて、教員や学校司書向けの研修会等に講師として職員を派遣する。	
						学校		県立中学校・千葉高等学校「学校運営協議会」

推進計画の該当箇所					具体的な取組	対象	対応する事業	関連事業
(5) 普及・啓 発	① 「子ども読書 の日」「こども の読書週間」 等における啓 発				・「子ども読書の日」記念子どもの 読書活動推進フォーラムにおいて、 （「子供の読書活動優秀実践校・ 園・図書館・団体（個人）文部科学 大臣表彰」を受けた読書活動の好 事例の周知 ・「千葉県子ども読書の集い」を開 催し、講演、おはなし会、ビブリオバ トル、アクセシブルな書籍等の展示 等による読書活動の啓発 ・家庭での読書活動の推進	県民	・千葉県子ども読書の集い 生涯学習課主催事業である同イベントにおける、県立 図書館の子どもの読書活動推進事業についてのパネ ル展示や子どもの本の展示。	
	② 子どもの読書 活動啓発リー フレット、家庭 教育リーフ レット				・「図書館司書が選んだ『子どもに 読んでほしい本100選』」の保護 者への配付 ・「乳幼児向け」と「小学生向け」 の2種類作成 ・家庭教育リーフレットでは、家庭 読書「家読」（うちどく）について触 れ、家庭での読書活動を促す。	図書館	・千葉県公共図書館協会児童奉仕研究委員会 児童サービスに関する調査、研究。リストの改訂等。	
	③ 子どもの読書 活動の意義 や重要性を 伝える取組				保護者に読書の大切さを伝える普 及・啓発事業を行う。	学校 図書館	・学校図書館・公立図書館連携研修会 生涯学習課主催事業である同研修会にて、学校との 連携について広報。	
						学校	・学校支援サービスについての各種研修会での広報 千葉県高等学校教育研究会や総合教育センターの 教職員対象の研修会等において、県立図書館の学校 支援サービス等についての説明や広報。	
						学校	・読書感想画コンクール千葉県入賞作品展示 千葉県内で入賞し、「読書感想画中央コンクール」に 出展した県内の小・中学生、高校生の作品を本とともに 展示。	

図書館職員の人材育成について

新千葉県立図書館等複合施設基本計画（令和元年 8 月策定）より抜粋

（１）職員研修の体系化（P25）

県立図書館職員が、専門的な調査相談、市町村立図書館等への運営相談や先進的なサービスの開発・普及、図書館職員向けの研修の企画・立案、講義等において、必要な知識や技能を習得し、力量形成を図れるよう、関係機関が実施する外部研修への派遣や内部研修を計画的に行います。

市町村立図書館等や大学図書館、専門機関、他県の県立図書館等との交流により実践的な研修を行える環境の整備に努めます。

（２）図書館職員の研修センター（P28～P29）

ア 市町村立図書館等職員に対する研修

a 研修の体系化

経験別研修と分野別研修を組み合わせ、雇用形態に関わらず、すべての市町村立図書館等職員に対し体系的な研修を行います。

b 経験別研修会

新任研修、中堅職員、図書館長等、経験別の研修会を実施し、市町村立図書館等職員の継続的なスキルアップを図ります。

c 分野別研修会

「地域・行政資料」、「児童サービス」、「障害者サービス」、「法情報」、「健康・医療情報」等の分野別の研修会を実施し、市町村立図書館等職員の専門性を高めます。

d 多様な形態による研修

市町村立図書館等への出張研修、インターネットを活用した研修、研修のアーカイブ化を行い、遠隔地であることや職員数が少ないことを理由に研修に参加できない職員でもスキルアップが図れるようにします。

e 研修プログラムの開発

情報化社会や少子高齢社会において、時代や社会の要請に応じた図書館サービスを提供していくため、常に研修内容を見直し、国や他の自治体の先進事例等を参考としながら、千葉県公共図書館協会と連携した研修プログラムの開発を行います。

イ 職員の交流及び研修による資質向上

県立図書館と市町村立図書館での職員の交流や研修派遣により、実践的な研修を行える環境整備に努めます。

(3) 課題解決支援図書館(P33)

県民・県内企業・団体が直面する課題の解決を支援し、まちづくりや地域振興等の地域の課題解決に貢献するため、法律・判例、医療・健康、ビジネス等の課題の主題に対応した蔵書の構築とデータベース等の調査ツールを整備するとともに、資料や情報源一般についての幅広い知識を持ち主題の資料や情報源に精通した司書の配置を行います。

課題解決支援には「専門家同士の連携」が欠かせません。図書館は、幅広い資料・情報を扱う間口の広さ、誰でもいつでも利用できる敷居の低さを活かし、誰でも何でも気軽に相談できる場所としての価値をアピールします。そして、経済産業分野であれば経営・起業・就業・融資・マーケティング等の専門家と、法律分野であれば弁護士や弁理士、司法書士等と、医療健康分野であれば医療従事者、保健師、栄養士等と連携し、お互いの専門性を活かした支援を行います。

以下のような取組を実施します。

・調査研究や政策形成の支援

調査研究の支援（県民・県内企業・団体へのサービス）

主題別班編制の採用により主題の資料や情報源に精通した司書を育成し、文書館や博物館、議会図書室をはじめ、県内の様々な機関との連携強化を図るとともに、県立図書館で蓄積したノウハウを県内各地へ拡大・普及し、県内図書館全体の課題解決支援機能の向上に貢献します。

(以下略)

令和 5 年 1 1 月 2 5 日
令和 7 年 6 月 2 8 日修正

千葉県立図書館サービス計画（素案）について

趣 旨

「千葉県立図書館基本構想」の実現に向け、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示す事業計画として、現在、「千葉県立図書館行動計画」を公表しているところであるが、新館設置以降は「千葉県立図書館サービス計画」とし、県立図書館事業に関する基本的な方針・施策を定め、引き続き公表していく。

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

二 都道府県立図書館

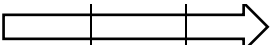
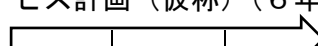
6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

経 緯

平成 3 0 年 1 月	「千葉県立図書館基本構想」策定
平成 3 0 年 9 月	「千葉県立図書館行動計画（平成 30～32 年度）」策定（第 1 次）
令和 元 年 8 月	「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」策定
令和 3 年 7 月	「千葉県立図書館行動計画（令和 3～5 年度）」策定（第 2 次）
令和 3 年 8 月	「新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備計画」策定
令和 4 年 1 0 月～	「千葉県立図書館サービス計画（素案）」検討開始
令和 6 年 3 月	「千葉県立図書館行動計画（令和 6～8 年度）」策定（第 3 次）
新館設置以降～	「千葉県立図書館サービス計画」策定（予定）

スケジュール

年 度	令和 3	4	5	6	7	8	～	11	～	16
名 称	第 2 次行動計画（3 年）							新館設置以降		
行 動 計 画				第 3 次行動計画（3 年）						
サービ								サービス計画（仮称）（6 年）		
ス計画										

※千葉県立図書館サービス計画は、新館設置以降、運用していく。

1 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、「千葉県立図書館基本構想」の目指す姿を「新千葉県立図書館・県文書館複合施設」において実現するため、「千葉県立図書館行動計画」での取組と課題、DX化の進展など社会状況の変化を踏まえて策定する。

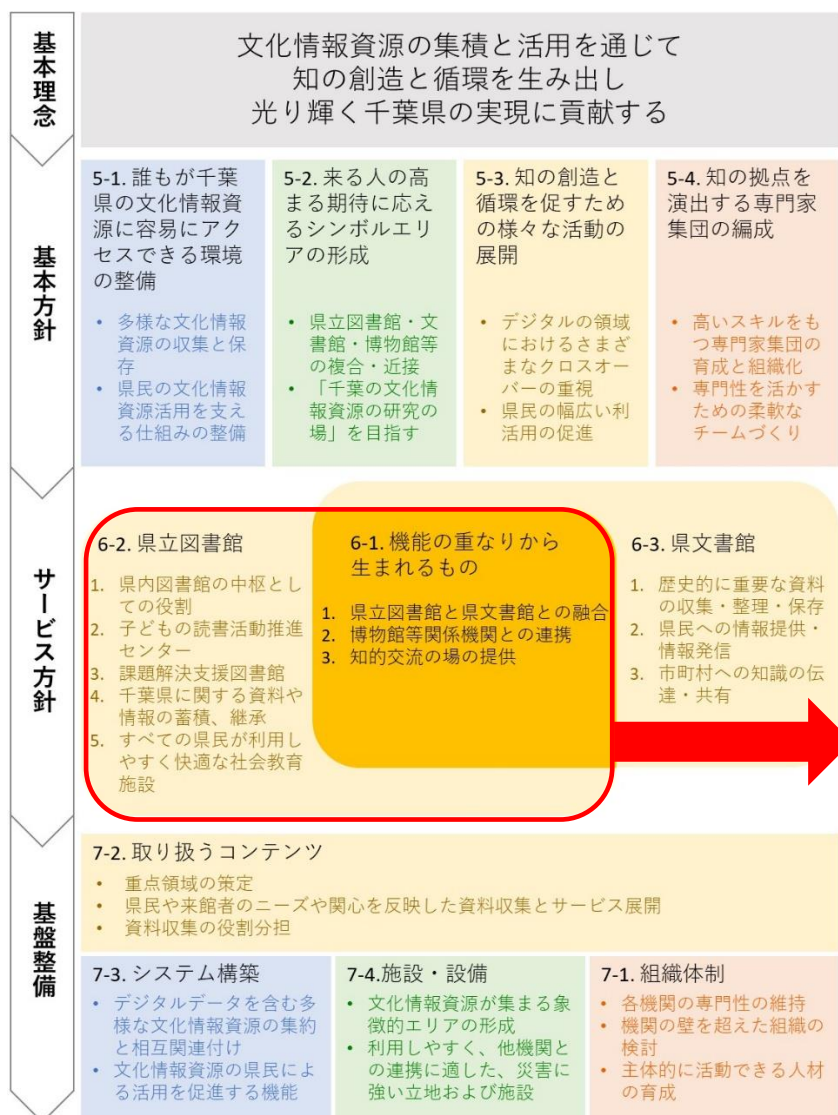
なお、「千葉県立図書館行動計画（令和3～5年度）」は現行「千葉県立図書館行動計画（令和6～8年度）」として策定した。

(2) 計画期間 新館設置以降6年間

(3) 計画の策定及び公表

図書館協議会にて計画の策定並びに毎年の事業結果及び事業計画についての承認を得るとともに、計画最終年度には達成状況の自己点検及び第三者評価を公表する。

「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」(令和元年8月 千葉県・千葉県教育委員会)の全体像



1 県内図書館の中核としての役割

市町村立図書館等との役割分担を明確にし、専門的機能の強化を図るとともに、県内図書館及び関係機関のネットワークの中核としての役割を果たす。

【現状】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市町村立図書館等職員研修会 実施回数、参加人数、満足度 ☞要覧 p22-24	23 回 490 人 94.5%	24 回 653 人 90.0 %	21 回 744 人 93.0 %	19 回 679 人 89.2%	19 回 696 人 92.3%
県立図書館資料貸出冊数 (図書館等協力貸出) ☞要覧 p20,71-75	81,787	91,990	88,673	82,899	88,318
市町村立図書館等資料貸出冊数(千葉県公共図書館協会加盟館間 相互貸借) ☞要覧 p20,76-77	85,479	110,137	105,507	111,118	110,202
運営相談件数 ※ () は旧カウント方式 ☞要覧 p21	(108)	(188)	335 (230)	291 (192)	334 (195)
図書館設置自治体数 ☞要覧 p80	39	39	39	40	40

市町村立図書館等職員研修会

- ・市町村立図書館等職員の資質向上を目指し、研修会を開催。

県立図書館資料貸出

- ・図書館協力車による全自治体への週 1 回搬送を実施し、物流ネットワークを構築。

市町村立図書館等資料貸出

- ・図書館協力車による物流ネットワークで、図書館間相互貸借資料を搬送。

目録情報

- ・千葉県内図書館横断検索、新聞・雑誌総合目録検索を公開。

運営相談

- ・市町村立図書館等からの、図書館の管理・運営やサービスに関する相談に電話、メール等で随時対応するほか、全市町村を訪問し図書館運営相談等に応じている。

図書館設置自治体数

- ・令和 5 年 4 月の富津市立図書館開館により、県内 54 市町村のうち 40 市町に図書館設置となったが、依然として図書館設置率は全国平均より低い。

【課題】

市町村立図書館等職員に対する研修のアーカイブ化

- ・サーバ容量の確保、講師の許諾取得、動画を編集するのか、公開期間をどう設定するか、内容が古くなったら削除するのか等、技術面・運用面とも情報収集と検討が必要。

オンライン研修

- ・より受講しやすく、内容の理解度が高まるよう、運営方法を改善していく必要がある。

図書館運営にかかる情報発信

- ・地域によって実態の差が大きく要望も違うため、実態・ニーズを把握し求められている情報発信を行う必要がある。

相互協力による資料提供の迅速化

- ・市町村立図書館等を巡回する搬送車の運行頻度とコースの検討、精査が必要。
- ・高等学校の物流が現状では3エリアで異なっており、詳細検討が必要。

全市町村への図書館等運営相談

- ・地域によって実態の差が大きく要望も違うため、実態・ニーズを把握し求められている支援を行う必要がある。
- ・新館での相談実施体制の検討が必要。
- ・1館集約後も県立図書館が身近な存在であるように、より積極的な関係性の維持・向上の仕組みや、既存の「図書館ポータル」(図書館専用掲示板)の活性化が必要。

大学図書館との連携(相互貸借や連携事業の実施)

- ・連携先や連携内容の検討が必要。

資料の巡回展示の推進

- ・小規模図書館や図書館未設置市町村の読書施設に過度な負担なく支援できる方法を検討する必要がある。

【取組の状況】

オンライン研修の実施、 研修内容のアーカイブ化   	・内容に応じてオンライン研修を実施し、研修のアーカイブ化を行うことで、遠隔地であることや職員数が少ないことを理由に集合研修に参加できない市町村立図書館等職員でもスキルアップが図れるようにする。
図書館運営にかかる情報発信   	・運営相談等によって収集した各図書館の取組や課題等、図書館運営に係る情報を随時発信する。
相互協力による資料提供の 迅速化   	・県立図書館所蔵資料や県内市町村立図書館等の所蔵資料の相互貸借について、搬送のタイムラグを減らし、県民に届くまでの時間を短縮する。
全市町村への図書館等運営 相談   	・県内の市町村立図書館等を巡回して直接対話し、情報交換や運営状況の把握、共通の課題に対する意見交換を実施する。 ・メール・電話等での相談に随時対応し、個別の課題解決を支援する。 ・県立図書館の支援にこだわらず、市町村立図書館員同志の交流の視点も必要。
大学図書館との連携 (相互貸借や連携事業の実施)   	・千葉市図書館ネットワーク協議会や県内大学図書館と連携。 ・大学図書館の「千葉県内図書館横断検索システム」への参加を促進し、相互貸借や連携事業を実施する。
資料の巡回展示の推進   	・各館のニーズに合わせた資料の提供や「巡回展示」等により利用促進を図る。 ・効果的な資料提供方法を検討し、県民が、居住地に関わりなく必要な資料や情報を利用できる環境を整備する。

凡 例 矢印は取組の進捗状況

 : 未実施
  : 実施しているが課題あり、試行段階
  : 本格稼働

2 子どもの読書活動推進センター

県域の子どもの読書活動の推進に寄与し、赤ちゃんから中高生まで継続して本に親しめる環境を整えるとともに、子どもたちの情報リテラシー向上に資するため、子どもの読書活動推進センターとして、庁内各課や関係機関等と連携を図り、活動を展開する。

【現状】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童書の購入冊数 要覧 p68	1,376	1,397	1,482	1,427	1,523
おはなし会開催回数（参加人数） 要覧 p31	9(23)	15(54)	46(182)	49(146)	44(154)
読み聞かせボランティア講座開催数（参加人数） 要覧 p31	1(23)	2(36)	2(68)	2(60)	2(35)
訪問読書支援を行った特別支援学校数 要覧 p26	9	17	15	26	24

児童書の収集

- ・近年は、年間出版タイトル数約 4500 点のうち、約 1400 点（約 31％）購入（出典：『出版指標年報 2024 年版』）。

子どもの読書活動推進行事

- ・おはなし会、親子で楽しむえほんの会を定例開催。
- ・毎年、冬のおはなし会を開催。

読み聞かせボランティアの育成

- ・令和4年度まで入門講座を県内2カ所で開催。
- ・令和5年度は経験者対象のステップアップ講座を県内2カ所で開催。
- ・令和6年度は指導者養成講座を開催。

ヤングアダルトサービス

- ・児童資料室内に中高生向けのコーナーを設置し、ホームページで、調べ方案内や県内の図書委員活動を紹介し、X（旧 Twitter）でおすすめ図書の紹介をしている。

図書館利用の困難な子どもや保護者への支援

- ・点訳絵本・触る絵本等を収集し、コーナー「りんごの棚」で提供。
- ・点訳絵本は作成も行っている。
- ・特別支援学校への訪問読書支援を行っている。
- ・「子育て支援情報コーナー」を設置。

【課題】

児童書の網羅的収集と資料を比較検討する場の提供

子どもやヤングアダルトのための先進的な読書活動推進行事の開催

学校への電子書籍サービスの提供

読み聞かせボランティアの講師を務めることのできる人材の育成

ヤングアダルトサービスの情報やノウハウの蓄積と、全県での情報やノウハウの共有

図書館利用の困難な子どもや保護者への支援のための資料収集や読書活動推進行事の開催

【取組の状況】

児童書選定支援用資料の収集、モデル展示等の実施 現在 開館 開館後	・市町村立図書館等や学校図書館、ボランティア団体等が児童書の新刊を選書できるよう、また資料保存のため、児童書を収集する。 ・収集した資料は、モデル展示、リストの公開、出張展示等を実施。
子どもたち自身が参加するイベント等モデル事業の実施・普及 現在 開館 開館後	・図書館マイスター講座、読書会やビブリオバトル、本の紹介POP作成等や、設備・機材を活用した先進的なイベントを行う。
学校への電子書籍サービスの提供 現在 開館 開館後	・学校のICT環境等を活用して、県立図書館の電子書籍を生徒や教職員も利用できるようにし、読書環境の充実を図る。
読み聞かせ講座講師等の養成 現在 開館 開館後	・読み聞かせボランティアの養成やグループの組織運営等を行うことができるようになるための講座を実施する。 ・読み聞かせを必要としている場と、ボランティアを結び付けるなど、ボランティア等の活動の場を提供する。
ヤングアダルトサービスの拡充 現在 開館 開館後	・学校図書館及び市町村立図書館等の担当者を対象としたヤングアダルトサービスに関する研修会を実施。 ・情報交換等の場を提供し、市町村立図書館等や学校図書館と連携したモデル事業を行う。
図書館利用の困難な子どもや保護者への支援 現在 開館 開館後	・外国にルーツのある子どもとその保護者等への支援のため、母語に触れることができる児童書等の収集、図書館見学会や外国語でのおはなし会等子ども向けの国際交流を目的としたイベントの実施、関連諸機関への県立図書館の多文化サービスについての情報提供を行う。 ・市町村立図書館等への多文化サービスの普及を支援する。 ・聴覚や言語に障害のある子どもやその保護者への支援のため、手話付きおはなし会の開催や、病院等への出前事業などのアウトリーチサービスの拡充に努める。

3 課題解決支援図書館

県民・県内企業・団体が直面する課題の解決を支援し、まちづくりや地域の課題解決に貢献するため、課題の主題に対応した蔵書の構築と調査ツールを整備するとともに、資料や情報源一般についての幅広い知識を持ち、主題の資料や情報源に精通した司書の配置を行う。

各分野の専門家と連携し、お互いの専門性を活かした支援を行う。

【現状】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
導入データベースの種類 ☞要覧 p10	令和元年度データベース 13 種追加		28	27	27
課題解決支援講座開催数（参加人数） ☞要覧 p29	4(44)	3(28)	6(86)	8 (106)	7 (129)
県庁各課への貸出冊数（うち出先機関 への郵送）☞要覧 p33,72-74	1,425 (148)	2,190 (230)	2,049 (232)	2,977 (1,278)	3,818 (1,965)
県庁各課への協力レファレンス ☞要覧 72-74	129	178	129	130	96
調査相談件数（メールレファレンス） ☞要覧 p70	590	800	706	722	827

データベース

- ・ 国立国会図書館や民間業者が提供するオンラインデータベースを館内で利用者に提供し、データベース活用講座を開催している。

調べ案内（パスファインダー）

- ・ 新規・改訂テーマを年度ごとに計画し、作成、提供している。

時事情報サービス

- ・ 時事問題や地域の課題等に関するテーマについてのブックリストを作成している。

課題解決支援サービス

- ・ 暮らしに役立つ法律・判例情報講座、医療・健康情報講座等を開催している。
- ・ 「暮らしに役立つ法律・判例情報コーナー」を設置。
- ・ 「健康・医療情報コーナー」を設置。

【課題】

司書の育成、他機関との連携強化

蔵書構築での収集の薄い分野が存在している

データベースの利活用

行政支援、県政関係の広報

調べ案内の体系化

県民向け情報活用講座へのアクセス

【取組の状況】

電子書籍サービス導入 現在 → 開館 → 開館後	・遠隔地や開館時間中の来館が困難な県民、紙の資料の利用が困難な高齢者や障害者の読書環境の向上を図るため、電子書籍サービスを提供する。コンテンツの充実と利用促進に努める。
主題別司書の育成 現在 → 開館 → 開館後	・主題別係編制を採用し、各主題における資料や情報源に関する知識を有する司書を育成する。
主題別係編制による蔵書構築 現在 → 開館 → 開館後	・効果的なサービス提供や事業展開ができるよう主題別係編制を採用し、各主題の情報収集や研究を深め、的確な選書を行うことで多様化・専門化する県民ニーズに応えられる蔵書構築を行う。
県内機関との連携強化 現在 → 開館 → 開館後	・他機関と連携し、その活動や取組に関する情報を、図書館の持つ情報発信機能等により、広く県民に提供する。 ・図書館活動を広げるため、他機関の開催するイベント等に参加する。
オンラインデータベースの整備・利活用の拡充 現在 → 開館 → 開館後	・県民のニーズに対応した幅広い分野のデータベースを継続して整備する。 ・新しいサービスを開発（導入）し、図書館が閉館している時間帯でもデータベースの利用ができるよう整備する。
県庁各課等への情報提供、政策形成支援 現在 → 開館 → 開館後	・政策や関連イベントについての資料を積極的に収集して提供する。 ・県職員に向けて図書館の活動や利便性を積極的にアピールするとともに、情報探索技術を向上させられるような研修の場を設ける。
県政の重要課題の把握と県議会図書室との連携 現在 → 開館 → 開館後	・県政の重要課題の把握に努め、課題に沿った資料の収集を行う。 ・県議会図書室との連携を密にし、県民の代表である県議会議員の調査研究活動を支援する。
県民向け情報活用講座の拡充 現在 → 開館 → 開館後	・来館できない利用者のためにオンラインや出前開催、ホームページでの動画公開等による方法を導入する。

4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

千葉県に関する資料や情報は、県民の財産であるとともに、県民がまちづくりを考え、地域の課題を解決していくためにも不可欠なもの。

国立国会図書館等と連携しながら、県立図書館が千葉県内のあらゆる情報を集め、千葉に関する情報の調査研究機能や地域の情報発信拠点としての機能を強化することで、地域の調査研究活動を推進する。

【現状】 ※すべて3館合計

	R2	R3	R4	R5	R6
蔵書のうち千葉県資料（図書）冊数 要覧 p68	120,598	123,213	125,899	128,619	131,607
千葉県関係新聞受入タイトル数要覧 p69	41	38	38	41	40
千葉県関係雑誌受入タイトル数要覧 p69	2,508	2,590	2,631	2,932	2,661
千葉県デジタルアーカイブ収録タイトル数	2,113	2,121	2,142	2,158	2,197

千葉県関係資料の計画的な収集体制の整備

- ・冊子やDVD等パッケージになっている資料を収集している。ボーンデジタル（※）資料は一部をプリントアウトして収集している。

※ボーンデジタル…初めからデジタルデータとして作成されるコンテンツ。冊子体が刊行されず、電子体のみが発行される書籍等。

千葉県関係資料の提供

- ・千葉県内図書館横断検索により、県立図書館の資料と県内市町村立図書館等（参加館のみ）、県文書館、総合教育センター、県立博物館の資料を一度に検索できる。
- ・貴重な地域資料をデジタル化して「千葉県デジタルアーカイブ」として公開しており、「千葉県デジタルアーカイブ」がジャパンサーチと連携している。
- ・千葉県内デジタルアーカイブリンク集を作成、公開している。

千葉県関係資料の保存・継承

- ・戦前の紙資料について、順次デジタル化を行っている。
- ・一部のマイクロフィルムについて、デジタル化を行っている。

【課題】

千葉県関係資料の計画的な収集体制の整備

- ・ボーンデジタル資料をデジタルデータとして収集、保存できていない。利用に供するためには、メタデータ（図書で言えば著者名、タイトル、出版者、出版年等にあたる、資料の特徴を表現するデータ）を作成し、目録システムを構築して検索できるようにする必要もある。
- ・パッケージ資料にもボーンデジタル資料にも情報が乏しい千葉県に関する事柄の記録。

千葉県関係資料の提供

- ・千葉県内図書館横断検索参加館以外の千葉県関係資料を所蔵している機関とのシステム連携や、ボーンデジタル資料の存在把握が不十分である。

- ・「千葉県デジタルアーカイブ」を含む「菜の花ライブラリー」（※）は、構築開始から時間が経ち、新しい

技術への対応が必要となっている（高精細画像の提供、IIIF（トリプルアイエフ）対応等）。

※菜の花ライブラリー…千葉県立図書館が運営する、千葉県に関する資料のデータベース。「千葉県デジタルアーカイブ」と「索引」および「調べ方案内（パスファインダー）」からなる。

- ・県内には、ジャパンサーチと連携しておらず、個別に検索するしかないデジタルアーカイブが存在する。また、アーカイブ化されていないデジタルデータが散在している。
- ・「千葉県デジタルアーカイブ」のコンテンツは画像データであり、テキスト検索に対応していない。くずし字の資料も収録されているが、知識がなければ利用しがたい。

千葉県関係資料の保存・継承

- ・新聞の原紙やマイクロフィルム等、劣化が激しく、閲覧に堪えない資料がある。
- ・閲覧できる資料でも、相互貸借が難しく来館しなければ利用できない資料が多い。

【取組の状況】

多様な形態の千葉県関係電子情報収集・提供 	・インターネット上に表現された言説、記述、動画、音声などの千葉県関係情報を収集・アーカイブ化する。
千葉県に関する回顧録（オールラルヒストリー）のアーカイブ化 	・県として遺すべき千葉県に関する情報のうち、記録の乏しい事柄について、関係者にインタビューを行い、回顧録（オールラルヒストリー）を制作し、アーカイブ化して公開する。
千葉県関係資料・情報のプラットフォームの構築 	・全国に散在する千葉県に関する情報源の把握を進め、横断検索、システム連携等により、一度にアクセスできるような仕組みを構築する。
デジタルアーカイブ構築の推進と「千葉県デジタルアーカイブ」の更新 	・デジタルデータを所有していてデジタルアーカイブを構築していない機関に対して、デジタルアーカイブ構築の支援を行う。 ・千葉県デジタルアーカイブを更新し、独自のデジタルアーカイブを構築しない機関のデータを搭載する。
ジャパンサーチと県内デジタルアーカイブの連携の推進 	・県内外からの利用可能性の向上のため、ジャパンサーチと連携していない県内のデジタルアーカイブと連携する。
デジタル化資料のアクセシビリティ、ユーザビリティ向上 	・デジタル化してインターネット上で公開した資料について、多様な利用者が支障なく使えるようにする。 ・より利便性を高めるために、古文書等の翻刻・解説作成、画像として公開している資料本文のテキストデータ化等の実施に向けて研究する。
千葉県関係新聞のデジタル化（デジタルデータ化） 	・長期保存と利活用のため、千葉県関係新聞の原紙及びマイクロフィルムをデジタル化する。 ・調査研究の利便性を向上させるため、デジタルデータを公開できるよう努める。

5 すべての県民が利用しやすいサービス

千葉県は文化情報資源や専門家集団が集まる知的生産の象徴となると同時に、老若男女を問わず、障害のある人にもない人にも、ICTを活用する人にもしない人にも、すべての県民に等しく良質な図書館サービスを提供する。

【現状】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
県立図書館ホームページアクセス数 同 WEB 予約数（個人） ☞要覧 p27 ,70	351,445 23,981	361,949 28,067	332,241 25,066	481,645 22,913	522,830 23,096
郵送による貸出 ☞要覧 p29	133 件 354 冊	34 件 78 冊	43 件 192 冊	39 件 137 冊	23 件 66 冊
録音図書の貸出タイトル数 ☞要覧 p71	11,449	11,445	10,266	8,663	8,260
障害者サービス研修会の実施 （図書館職員向け）☞要覧 p23	2 回 44 人	2 回 42 人	2 回 53 人	2 回 54 人	2 回 87 人
高齢者等への大活字図書の貸出冊数 ☞要覧 p71	2,146	2,950	3,088	2,072	1,749
障害者サービス・多文化サービス関連の コンテンツの作成数☞要覧 p35	32	28	38	35	26
電子書籍閲覧数 *令和 6 年 5 月 28 日開始 ☞要覧 p70					*21,679

非来館型サービス

- ・郵送による利用登録、貸出し、複写サービス、電話やメールによるレファレンス、オンライン申込みによる利用登録、複写や館内閲覧資料の取り寄せを実施。
- ・HP やSNSによる資料紹介や調べ案内。

図書館利用や読書活動に困難のある人へのサービス

- ・電子書籍サービス、資料の郵送貸出し、録音図書や点訳絵本の製作、貸出し、テキストデータの製作提供、オンラインを含む対面朗読サービスを実施。
- ・利用者向け読書バリアフリー講座の開催。
- ・公共図書館や特別支援学校向け研修会の開催。

超高齢社会に対応するサービス

- ・高齢者と図書館を結ぶサービスを研究するために「はつらつ音読教室」等を開催する。
- ・「はつらつライフなび（シニア支援コーナー）」を設置。

多文化共生意識の醸成につながるサービス

- ・外国語によるおはなし会を開催。多文化サービスの研究開発のためニーズ調査を実施。

【課題】

非来館型サービス

- ・各種手続きやサービス、イベント等のオンライン化。
- ・情報提供のさらなる充実。

図書館利用や読書活動に困難のある人へのサービス

- ・居住地域により障害者等向けサービスに差異があり、情報提供が不足している。
- ・アクセシブルな資料の収集や製作、製作人材の確保・育成が不十分である。

- ・視覚障害以外のサービスが不十分である。

超高齢社会に対応するサービス

- ・シニア世代の課題やニーズを整理し、関係機関と連携した新たな取組の研究が必要。

多文化共生意識の醸成につながるサービス

- ・多様な言語の資料収集、広報や案内が不十分。
- ・ニーズの調査分析や先進事例研究が必要。

【取組の状況】

DX による新しい非来館型サービスの研究 	・チャットボット等の技術を利用し、24時間対応の利用案内、調べ方案内、簡易なレファレンスのオンライン化・自動化対応ができるシステムを研究する。 ・利用者がスマートフォンから書架や資料展示を仮想的にブラウジングでき、資料の利用まで結び付けられるバーチャル図書館の開発、資料の紹介動画の作成なども研究する。
新しいバリアフリーサービスの提供 	・手話通訳者の配置やオンラインによる手話通訳サービス、託児スタッフの配置等に取り組む。 ・他機関との連携により、障害や発達段階に応じて遊べるおもちゃや福祉機器等に直接触れられるイベント、体験講座等を実施する。
多文化サービスの提供 	・関係機関と連携して、日本語を母語としない県民やその支援者のニーズを調査しサービス等について研究する。 ・母語に触れる児童書や、日本語・日本文化を学ぶ資料等を収集し、図書館見学会や外国語でのおはなし会等のイベントを実施する。
県立図書館資料の市町村等での受取・返却の検討・協議 	・非来館型サービス充実の一環として、県立図書館資料の県内市町村立図書館等での受取・返却について検討し、その実施に向けて県内市町村立図書館等との協議を進める。
講座・イベントのオンライン開催 	・ウェブ会議システム等を活用し、オンライン上での講座・イベントの開催、また、会場との同時配信する環境を整備する。
遠隔対面朗読の実施 	・ウェブ会議システム等を使用して、図書館に来館せずに自宅等で利用できる音訳サービスを提供する。
読書バリアフリーの全県へのサービスの普及 	・県内市町村立図書館等職員、学校教職員、支援者等への公開講座や出前講座、読書バリアフリー資料紹介セットの貸出し等を通してサービスの普及を図る。 ・サービスを必要とする人に情報が届くように関係機関と情報を共有するためのネットワークを構築する。
高齢者の「生涯現役社会」につながるサービスの研究 	・高齢者へのニーズ調査やサービス研究、高齢者に関する施策を行う他機関との連携によって、高齢者の社会参加や課題解決につながる情報提供やサービスを提供する。 ・市町村立図書館等を通じて県全体へのサービス普及を進める。

6 機能の重なりから生まれるもの

文化情報資源の活用を通じて、県民一人一人が学びによって、主体的に人生を設計していくことができるよう支援するとともに、知の創造と循環を生み出す具体的な実践の在り方について研究を進め、環境整備やサービスモデルの開発、普及に努める。

【現状】

県立図書館と県文書館との融合

- ・それぞれの規程、収集方針にもとづき、資料の収集、保存を実施している。
 - ・行政資料(※)については、冊子やDVD等パッケージになっている資料を収集している。
 - ・ボーンデジタル(※)の行政資料はプリントアウトして収集している。
- ※行政資料…県、国及び他の地方公共団体の刊行した資料。
※ボーンデジタル…初めからデジタルデータとして作成されるコンテンツ。冊子体が刊行されず、電子体のみが発行される書籍等。

博物館等関係機関との連携

- ・図書館が事務局となり、社会教育施設等意見交換会を平成25年度から年1回実施（令和5年度から年2回開催）している。
- ・図書館では、他機関の企画展に合わせた資料展示、他機関から講師を招いた講座の開催、他機関で作成したパネル資料等を借り受けての展示、他機関でのおはなし会等を行っている。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
博物館や文書館、さわやかちば県民プラザ 等と連携した展示、講座等の実施回数  要覧 p35～36	13	16	18	24	25

知的交流の場の提供

- ・講座の大部分が専門家から話を聞く講義形式で、1回完結型の講座が多い。
- ・施設等の貸出しは公的機関に限っている。

【課題】

県立図書館と県文書館との融合

- ・ボーンデジタルの行政資料をデジタルデータとして収集保存できていない。
- ・各ウェブサイトを目視確認してプリントアウトし、収集しているが、収集漏れや業務量増加といった支障が生じている。

博物館等関係機関との連携

- ・他機関との関係は、単発の協力依頼等、表層的で一時的な連携に留まっている。
- ・他機関の事業内容等をよく理解し、継続的に質的にも充実した連携を実現する必要がある。

知的交流の場の提供

- ・図書館協力者やボランティア同士の交流・情報交換の場がなく、受講後の自主的活動の広がりや深化に乏しい。
- ・県内で活躍する図書館協力者・ボランティア等の企画・育成や、県内図書館協力者等の交流や合同研修についても、各自治体のニーズや状況を聴取しながら検討する必要がある。

【取組の状況】

行政資料アーカイブの構築 	・県及び県内自治体が発行するオープンデジタル資料について、網羅的・効率的に収集・保存する方法を検討し、行政資料アーカイブの構築を目指す。
県内機関との連携強化 	・連絡会議を定期的に行い、相互の館内研修等、個々の職員の参加する研修や人材交流の機会を増やす。
県民参加型プロジェクトの実施 	・多様な県民参加型プロジェクトを推進し、その成果を図書館資料に取り込み、知の循環を実現する。 ・必要に応じて他機関と連携して実施する。
図書館協力者やボランティア等の交流会や合同研修会等 	・県内各地で活動する図書館協力者や、ボランティア活動を行う県民、市民活動団体等の連携・協働を促進するための交流会、必要な知識・技術・技能の習得を通じた人材育成を目的とする合同研修会を実施する。
学び直しの場の提供 	・学び直しを中心となっている自学自習の場としての機能・環境を維持・充実させる。 ・県民が、様々な交流を通して人脈形成することで連携・協働が促進できる場を整備する。
研修室や展示コーナー等施設の活用 	・知的交流が目に見える形で実現する場として整備する。